

# 令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業 募集の概要について

第4期

## 1 事業概要

県産出材を一定量（新築：材積による5区分、増・改築：材積による3区分）以上使用した住宅の建設に対する補助

## 2 補助要件及び補助額

	新築	増築・改築
補助事業者	建築主	
対象建築物	戸建て新築住宅 (延面積30m <sup>2</sup> 以上)	戸建て住宅の増築・改築
主な補助要件	使用木材のすべてに合法木材を使用すること	
	令和8(2026)年3月6日までに対象事業(木工事)が完了すること	
	使用木材の55%以上、構造材の60%以上かつ梁・桁材の <u>30%</u> 以上に県産出材を使用すること	

新築		増築・改築	
県産出材使用量	補助金額	県産出材使用量	補助金額
40m <sup>3</sup> 以上	60 万円	15m <sup>3</sup> 以上	22.5万円
30m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> 未満	52.5万円	10m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	15 万円
20m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満	37.5万円	5m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	7.5万円
10m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満	22.5万円		
6 m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	15 万円		

### 【新築伝統工芸品等上乗せ】

以下のいずれかを内装材等に使用で10万円上乗せ

- ・県産石材 5 m<sup>2</sup>以上
- ・県産漆喰 40m<sup>2</sup>以上
- ・伝統工芸品（鹿沼組子・日光彫） 1 m<sup>2</sup>以上

## 3 募集期間

第1期（終了）	第2期（終了）	第3期（終了）	第4期（予定）
4/21(月)～5/23(金)	6/2(月)～7/31(木)	9/1(月)～10/31(金)	12/1(月)～1/20(火)
新築：120戸程度 増改築：4戸程度	新築：100戸程度 増改築：3戸程度	新築：100戸程度 増改築：2戸程度	新築：120戸程度 増改築：2戸程度

### 【木材に関する留意事項】

- ◆構造材とは  
土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交（違）、間柱
- ◆合法木材とは  
違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは  
県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

# 令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業第4期募集 事業の流れ

